

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	燃料用ガソリンの運搬に係る措置命令
概要	燃料用ガソリンに係る燃料小売業を営む者の営業所にタンクローリーを使用して燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者は、規定に違反していると認めるときは、接続設備が設置されているタンクローリーを使用して燃料用ガソリンを運搬することを命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第39条の5第2項、第111条第4項第6号
処分基準	燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者が大阪府生活環境の保全等に関する条例第39条の4第2項の規定に違反していると認めるとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	